

認証評価制度について

I. 認証評価の概要

国公立の全ての大学は、7年以内に1回、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けなければならない。（平成16年4月施行）

加えて、専門職大学院は、5年以内ごとに認証評価を受けなければならない。

1. 認証評価を定義する観点

- ◆各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることの確認。
- ◆各大学の自主的・自律的な質保証、向上の取組の支援。
- ◆各大学の特色ある教育研究の進展の支援。

2. 認証評価の定義

- ◆認証評価の評価基準は、文部科学省令で大枠が定められており、それを踏まえた具体的な評価基準は、各認証評価機関が定めている。
- ◆認証評価の方法は、各認証評価機関の主体的な判断により実施するものであるが、①自己点検・評価の結果分析、②教育研究活動等の状況についての実地調査は、必ず行う必要がある。

(参考)学校教育法

第109条(略)

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間（5年以内）ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

II. 認証評価機関としての認証

1. 認証の基準

学校教育法第110条に文部科学大臣が認証を行う際の基準が規定されており，認証評価機関はその基準を満たす場合に，文部科学大臣から「認証」を受けること。

「認証」とは，その評価機関が一定の基準を満たす場合にそのことを公に証明する行為。

2. 中央教育審議会への諮問

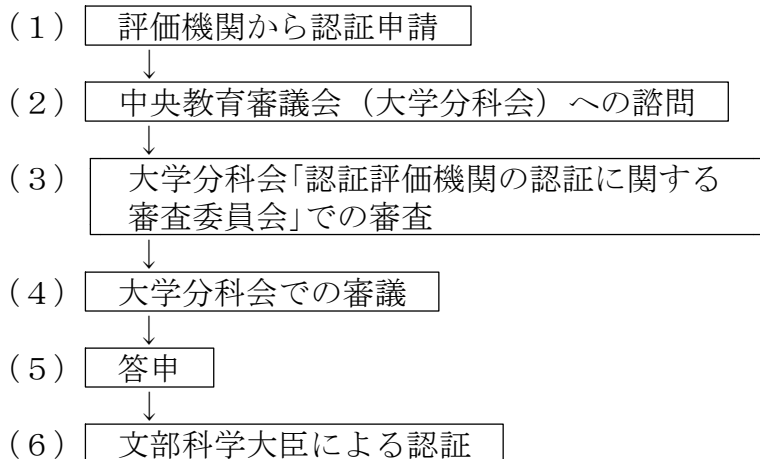
文部科学大臣は，評価機関を認証する場合には，中央教育審議会へ諮問することとされている。

(参考) 学校教育法

第112条 文部科学大臣は，次に掲げる場合には，第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 1 認証評価機関の認証をするとき。
- 2 第百十条第三項の細目を定めるとき。
- 3 認証評価機関の認証を取り消すとき。

3. 審議の方法



(参考1) 現在の証評価機関

(1) 機関別

【大学】

財団法人 大学基準協会 (平成16年8月31日認証)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (平成17年1月14日認証)
財団法人 日本高等教育評価機構 (平成17年7月12日認証)

【短期大学】

財団法人 短期大学基準協会 (平成17年1月14日認証)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (平成17年1月14日認証)
財団法人 大学基準協会 (平成19年1月25日認証)
財団法人 日本高等教育評価機構 (平成21年9月4日認証)

【高等専門学校】

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (平成17年7月12日認証)

(2) 専門職大学院

【法科大学院】

財団法人 日弁連法務研究財団 (平成16年8月31日認証)
独立行政法人 大学評価・学位授与機構 (平成17年1月14日認証)
財団法人 大学基準協会 (平成19年2月16日認証)

【経営(経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)】

特定非営利活動法人 ABEST21 (平成19年10月12日認証)

【経営(経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)】

財団法人 大学基準協会 (平成20年4月8日認証)

【会計】

特定非営利活動法人 国際会計教育協会 (平成19年10月12日認証)

【助産】

特定非営利活動法人 日本助産評価機構 (平成20年4月8日認証)

【臨床心理】

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 (平成21年9月4日認証)

【公共政策】

財団法人 大学基準協会 (平成22年3月31日認証)

【ファッション・ビジネス】

財団法人 日本高等教育評価機構 (平成22年3月31日認証)

【教職大学院, 学校教育】

教員養成評価機構 (平成22年3月31日認証)

【情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力】

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (平成22年3月31日認証)

【公衆衛生】

財団法人 大学基準協会 (平成23年7月4日認証)

【知的財産】

特定非営利活動法人 ABEST21 (平成23年10月31日認証)

機関別認証評価の実施実績(平成16～22年度)

大学

機関名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
大学評価・学位授与機構	-	4	10	38	11	37	25	125
大学基準協会	34	25	47	54	44	57	63	324
日本高等教育評価機構	-	4	16	38	58	71	89	276
総計	34	33	73	130	113	165	177	725

短期大学

機関名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
大学評価・学位授与機構	-	2	1	2	2	1	5	13
大学基準協会	-	-	-	2	5	2	7	16
短期大学基準協会	-	30	44	51	55	65	83	328
日本高等教育評価機構	-	-	-	-	-	-	0	0
総計	-	32	45	55	62	68	95	357

高等専門学校

機関名	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
大学評価・学位授与機構	-	18	18	20	2	0	2	60
総計	-	18	18	20	2	0	2	60

**第6期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会 委員**

臨時委員：平成23年2月21日発令

専門委員：平成23年6月7日発令

(臨時委員) 3名

樫谷 隆夫	公認会計士・税理士
佐藤 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園理事長，桜美林大学長

(専門委員) 6名

相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
門司 和彦	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所教授
濱名 篤	学校法人濱名学院理事長、関西国際大学長
早田 幸政	大阪大学大学教育実践センター教授
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター教授
森脇 道子	自由が丘産能短期大学長

計9名（五十音順）

* 役職は平成23年6月7日現在